

平成 31 年 1 月 22 日

都道府県・指定都市社会福祉協議会
生活困窮者自立支援担当部・課 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部

防災備蓄食等の有効活用について（情報提供）

本会事業の推進につきましては、日頃よりご高配賜り深謝申し上げます。

このたび、一般社団法人日本非常食推進機構（JEFO）より、自治体や企業等から拠出される防災備蓄食等の有効活用に係る周知について協力依頼を受けましたので、下記及び別添の通り情報提供いたします。

ついては、貴会での活用をご検討頂くとともに、管内市区町村社協への周知につきご高配賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 事業内容

自治体、企業、団体より、防災備蓄品の入替えに伴い拠出される備蓄食等を、（一社）日本非常食推進機構（以下、「推進機構」）が受け取り、社会福祉協議会を通して生活困窮世帯、子ども食堂、学童保育所、福祉施設、防災啓発団体、自治会、町会等にて再活用する。

<防災備蓄食等の提供についての詳細>

（1）提供可能な防災備蓄食の種類

水、ビスケット、クラッカー、缶詰、アルファ化米など

（2）提供の流れ（別紙フロー図参照）

- ①各社協と推進機構の間で「災害対策用物資の有効活用の協力に関する覚書」を締結
- ②推進機構より、提供可能な防災備蓄食等の物品情報の提供（メール、HP）
※賞味期限の 1 年前より情報提供
- ③各社協から推進機構へ、必要な物品の提供依頼
- ④推進機構から各社協への物品提供 ※賞味期限の 6 ヶ月前より送付
- ⑤各社協から推進機構への受取書送付

(3) 活用方法

生活困窮世帯、子ども食堂、学童保育所、福祉施設、防災啓発団体、自治会、町会等への提供等、福祉目的であれば詳細な使途は不問。

(4) 配送にかかる送料

日本非常食推進機構と覚書を締結した社協については、物品の送料は機構が負担する。ただし、複数箇所への配送については要相談。

2. 問合せ先

<事業内容に関すること>

本件に関するご質問などがありましたら、日本非常食推進機構の下記連絡先まで直接お問い合わせください。

一般社団法人 日本非常食推進機構 (JEFO) 担当：古谷 (こたに)

〒512-0931 三重県四日市市浮橋 1 丁目 4-3

059-328-5345 / FAX: 059-337-8147

<http://shiroikobako.org/>

<本文書に関すること>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 担当：三輪、水谷

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL03-3581-4655 FAX03-3581-7858 z-chiiki@shakyo.or.jp